

第2章 地域公共交通確保維持事業の必要性

1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割

本町内の地域内フィーダー系統に関する地域の公共交通における位置付け、役割、確保・維持に係る対策等は次のとおりです。

位置付け	系統	役割	確保・維持策
地域内フィーダー系統	中央・北成線	中央・北成地区から道北バス株式会社 10 線 10 号線へ接続することにより、沿線地域から旭川市への移動手段を確保している。	地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し、持続可能な運行を目指す。
	北斗・知遠別線	北斗地区（知遠別を含む。）から道北バス株式会社 10 線 10 号線へ接続することにより、沿線地域から旭川市への移動手段を確保している。	

本町では、当該年度 4 月 1 日に 80 歳以上の方、同じく 70 歳以上で保有する全ての運転免許証を自主的に返納した方、一定の障がい要件に該当する方に対し、交通費助成事業を実施しています。対象者に対し、町営バスの回数券、バスカード又はハイヤー乗車券の助成券を交付しています。

2 地域公共交通確保維持事業の必要性

本町から他市町への通勤、通学等流動では、近隣中核都市である旭川市との通学、通院に係る結びつきが強く、高校生、高齢者等においては、旭川市への移動ニーズが従来から高い水準で推移しています。

一方、他市町村から本町への通勤、通学等流動に関しては、北海道鷹栖高等学校で旭川方面からの通学者が在籍していることから、同校の最寄停留所である道北バス株式会社 10 線 10 号前では、利用が多い傾向にあります。

このことから、現在、本町域においては、旭川市に向けて運行される広域交通である道北バス株式会社 10 線 10 号線と接続する中央・北成線及び北斗・知遠別線の 2 路線の維持に

より中核都市への移動手段を確保することが不可欠となっています。

しかしながら、地域内フィーダー系統の2路線については、道北バス株式会社から利用の少ない区間を引き継いだうえ、運行している区間であることから、本町の運営努力のみでは、これら路線の維持は難しい状況となっており、国の地域公共交通確保維持事業を活用することにより運行を確保・維持する必要性が生じています。